

多摩市いじめ防止基本方針

(令和8年3月改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童・生徒（以下、「児童等」という）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

多摩市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、こうした学校内外におけるいじめの問題を克服し、本市の児童等の尊厳を保持するため、「多摩市いじめ防止対策推進条例」に基づき、市内の学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの防止等（「いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処」をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、以下の基本方針を定めるものである。

1 基本的な考え方

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

全ての児童等は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童等が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。しかしながら、いじめは、いじめを受けた児童等の心に深い傷を残すものである。そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次のとおり示す。

- ① いじめは、全ての児童等に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に積極的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行われなければならない。
- ② 全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童等が十分に理解できるようにしなければならない。
- ③ いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、多摩市及び多摩市教育委員会（以下、「市教育委員会」という）、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。また、いじめを行った児童等に対し、いじめ行為は絶対に許されないという毅然とした態度をとりながらも、成長支援という視点に立って、同児童等が内面に抱える不安や不満、ストレスを受け止めていく必要がある。

(2)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3)いじめ防止に関する基本的な考え方

① いじめを「しない・させない・ゆるさない」学校づくりを行い、未然防止に努める

いじめ問題の解決のためには、被害・加害の関係改善だけにとどまらず、周囲の「観衆」や「傍観者」の立場をとる児童等への働きかけと意識付けが重要であり、児童等自身が「いじめをしない」という強い気持ちを持ち、また、一人一人がその所属する集団の中で、「いじめをさせない、許してはならない」といった態度・姿勢を示していくことが、いじめの抑止につながると考えられる。

そのためには、学校の教育活動全体及び学校外の活動を通じ、児童等の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度・社会性など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが必要である。

また、深刻ないじめに発展させないためにも、日常から児童等の日頃の言動及び言葉遣いへの指導の徹底を図ることが必要である。

② いじめはどの学校でも起こる認識の下、いじめの早期発見に努め、いじめられた児童等を守る

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所、インターネット上で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。また、いじめられた児童等からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童等が安心して学校内外での生活を送ることができるようになるため、いじめられた児童等を組織的に守り通す取組を行うことが必要である。

③ 認知したいじめに対して組織的な対応を行う

いじめがあることが確認された場合、学校は、学校いじめ対策委員会を核に、いじめたとされる児童等や周囲の児童等に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行うことが必要である。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員が軽微ないじめを見逃さない鋭敏な感覚と的確な指導力を高めるとともに、教職員が一人で抱え込まず、学校全体による組織的な対応ができるよう体制を整備する必要がある。

④ 家庭・地域と連携して取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめの問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、家庭や地域、関係機関と連携して解決に向けて取り組む必要がある。また、いじめについて、児童等が安心して大人に相談できる環境を構築するために、学校・家庭・地域が連携した教育相談体制の充実を図る。

⑤ 保護者の責務を果たす

保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導やその他の必要な指導を行うよう努める。

また、保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

さらに、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡・相談するなど、学校によるいじめの防止の取組に協力するよう努める必要がある。

2 多摩市教育委員会の取組

(1) 多摩市いじめ防止基本方針の策定と見直し

市教育委員会は、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「多摩市いじめ防止対策推進条例」（以下、「条例」という。）に基づき基本方針を策定する。基本方針に基づくいじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているか定期的に見直しを行い、必要に応じて基本方針及び施策の見直しを図っていく。

(2) 多摩市いじめ問題対策連絡協議会（以下、「協議会」という。）の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）14条第1項の規定により、学校、市教育委員会、市の機関、警察、学識経験者その他の関係者により構成される多摩市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

(3) 多摩市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

市教育委員会は、基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、「多摩市教育委員会いじめ問題対策委員会」（以下、「対策委員会」という。）を設置する。

対策委員会は、いじめ問題に対する相談機能の充実や関係機関の連携の強化を図ることを目的とし、いじめ防止に向けた機能として以下の役割を果たすものとする。

- いじめの防止等に関する機関や団体の連携の充実を図る。
- 市教育委員会が実施するいじめ実態調査の結果や関係機関等で把握しているいじめの実態やそれぞれが実施しているいじめ防止等の取組について情報共有する。
- 基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づく取組の評価や有効な対策を協議する。
- 解消に至っていないいじめについて、それぞれの立場や役割から解消に向けた取組を協議する。
- 重大事態に係る調査を市教育委員会が行う場合は、対策委員会を活用して調査する。その際、弁護士等の専門家(学校法務アドバイザー)や指導主事等を派遣して助言・支援を行う。

(4) 多摩市いじめ問題調査委員会の設置

多摩市長（以下、「市長」という。）は、法30条第2項の規定する調査（以下、「再調査」という。）を行うため、条例第11条に基づき、「多摩市いじめ問題調査委員会」（以下、「調査委員会」という。）を設置する。

(5) 多摩市教育委員会が実施する取組

① いじめの未然防止の取組

ア 道徳教育及び人権教育の充実

児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育及び体験活動等を充実させる。

イ 児童等の健全育成に関わる機関や諸団体との連携強化

多摩市立教育センター（以下、「市教育センター」という）、多摩児童相談所、多摩市こども家庭センター、児童館や学童クラブ、民生・児童委員、人権擁護委員協議会、警察、法務局、学校教育以外を所管する部署とも定期的な情報共有を継続し、いじめの解消を図る。

ウ 児童等、保護者、市民等へのいじめ防止の啓発活動

全ての児童等が、いじめは絶対に許されない行為であること、起こしてはならないことを理解するために、いじめが許されないことを啓発する学校環境づくりに努める。

また、学校はいじめ防止の取組について、保護者や地域、関係機関等の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、学校や保護者、市民等へいじめ防止等に向けた取組並びに相談窓口の周知、その他の啓発活動を推進し、家庭及び地域住民、関係機関（学校サポートチーム、学校運営協議会等）のいじめの防止への積極的な関わりを促す。

エ 適切な援助希求を促す「SOSの出し方に関する教育」の実施

校長講話や学級指導、相談窓口の周知の機会を捉え、自分の不安や悩みに早期に気づき、不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さについて指導する「SOSの出し方に関する教育」を実施する。

オ インターネットを通じて行われるいじめへの対策の推進

SNSやインターネットなどに関連したトラブルやそれに伴う困りごとについては、市教育センターで相談対応を行い、またインターネット等で起こる問題に対して学校からの要請に応じて専門的な対応や助言ができるような体制を構築する。

カ 教職員の資質・能力の向上

多摩市立学校教職員に対し、児童・生徒理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応及び保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図る。あわせて、児童等が安心して相談できるようにするために、児童等のSOSを受け止め、支援できる力を、研修を通して身に付ける。

初任者をはじめとする若手教員、生活指導主任、人権教育推進担当教員、道徳教育推進教師、スクールカウンセラー等を対象にした研修会や連絡会の中で、専門性を高める研修を実施する。

キ 学校評価を踏まえたいじめ対策の学校運営への反映

学校に各校の学校いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することや、学校評価の項目にいじめ問題に関する内容を位置付けるよう指導する。その際、いじめの有無や多寡を評価するのではなく、目標に対する取組状況や達成状況について自己評価及び学校関係者評価（学校運営協議会による学校評価）を行うよう助言し、学校評価の結果を市教育委員会に報告させる。

ク 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実

市教育委員会及び対策委員会を通して、いじめの実態把握等、学校における取組状況を点検するとともに、教師向けの指導用資料の配布などを通じ、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を促す。

② いじめの早期発見に向けた取組

ア いじめを把握するためのアンケート等を活用した実態調査の実施

6月、11月、2月をいじめ防止月間とし、全小・中学校でいじめの実態調査を行い、いじめの疑いの事例も含めて各校の実態を確実に把握するとともに、いじめ防止やいじめ解消に向けた取組の充実を図る。また、いじめの解消について追跡調査を実施し、学校と市教育委員会が情報を共有し、いじめの解消に向け

た対応を進める。

イ 相談体制の整備

長期休業日前に市教育センターをはじめ、国や東京都のいじめ相談の連絡先を示した資料を、学校を通して全ての児童等に配布するとともに、相談窓口の周知に努める。

ウ 保護者・市民・関係機関等からの情報提供や通報

学校が保護者・市民・関係機関等との信頼関係に基づき、多角的な視点からいじめやいじめにつながりかねない児童等の状況について日常的に情報共有できる体制を構築できるよう、いじめ防止等のための広報並びに通報先等の周知をする。

③ いじめの早期対応に向けた取組

ア 学校への指導・助言

市教育委員会は、学校からいじめの報告を受けた時は、学校に対し必要な支援や必要な措置を講ずることを指示し、必要な調査を行うよう指導・助言を行う。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察に通報し、連携・協力していじめ問題の解決にあたる。

イ 学校いじめ対策委員会を核にした対応の徹底

市教育委員会は、学校いじめ対策委員会により認知されたいじめの解決に当たっては、学校いじめ対策委員会の協議を踏まえ、校長が対応方針を決定し、組織的に解決に向けて取り組むことや、いじめの解消についても、学校いじめ対策委員会で検討した上で、校長が判断することなど、法の趣旨を踏まえた対応をとることについて指導・助言する。

ウ 重大事態につながらないようにするための対応

いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等やその他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために、必要な措置を講ずる。

エ 学校運営協議会・学校サポートチーム等への支援の依頼

いじめ問題の解決に向けて、保護者との連携・協力体制を築くために、必要な情報を学校運営協議会や学校サポートチームに適宜、情報提供を行い、いじめ問題の解決に向けた支援や協力を依頼し、地域と共にいじめから児童等を守る取組を行うよう指導・助言する。

④ 重大事態への対応

ア 重大事態の定義

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害（自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等）が生じた疑いがあると認める場合。（1号重大事態）

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（学校を欠席する期間として30日を目安としているが、当該児童等の状況や個々のケースを十分把握する必要がある）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。（2号（不登校）重大事態）

イ 重大事態の定義の確実な理解

児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

ウ 重大事態の発生から対応

市教育委員会は、学校から以下の重大事態の報告を受けたときは、学校に対する必要な支援を行ったり、必要な措置を講ずることを指示したりし、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。また、必要に応じて学校いじめ対策委員会に弁護士等の専門家(学校法務アドバイザー)や指導主事等を派遣して助言・支援を行う。調査の結果は、いじめを受けた児童等及び保護者に対して、対策委員会を通して事実関係やその他必要な情報について情報を適切に提供する。

市長は、条例第11条に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、調査委員会へ諮問し、対策委員会が行った調査の結果について、再調査を行うことができる。

調査委員会が再調査を行ったときは、市長はその結果を多摩市議会に報告しなければならない。

エ 重大事態発生時の基本的な対応

重大事態発生時の基本的な流れ及び調査主体・調査方法等については、本基本方針及び「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」(令和6年8月改訂版 文部科学省)(以下、「重大事態ガイドライン」とする。)を踏まえ、(別紙)いじめ重大事態発生時の基本的な対応のフロー図に基づき、適切に対応する。

オ 重大事態調査を行うに当たっての基本的な姿勢

重大事態調査を行うに当たっては、市教育委員会は事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実施していく姿勢で取り組むことが必要である。また、調査と並行して、対象児童等への心のケアや必要な支援、関係児童等に対する指導及び支援等に取り組む。

3 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し

学校は、国の「いじめ防止対策法」「いじめ防止等のための基本的な方針」「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」や「多摩市いじめ防止対策推進条例」「多摩市いじめ防止基本方針」を参酌し、学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を定め、公開、実行、評価、改善を継続的に行っていく。

(2) 学校内の組織(学校いじめ対策委員会)の設置(別紙2 参照)

学校は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、以下に示す組織(学校いじめ対策委員会)を設置し、この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でのいじめ対策を実行する。学校いじめ防止基本方針に基づく取組の推進、いじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報の収集、関係のある児童・生徒への事実関係の聴取、指導や支援、保護者との連携といった役割を果たしていく。

また、重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告するとともに、対策委員会と連携・協力して調査し、その結果を対策委員会に報告する。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

学校は、市教育委員会と連携して「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて「学校いじめ防止基本方針」を策定、実行するとともに、学校いじめ対策委員会を組織し、効果的な対策を講じていくこととする。

また、全教職員が「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図り、概要を説明できるようにする。

① いじめの未然防止に向けた取組

- ア いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを児童等に理解させ、東京都教育委員会作成のいじめ総合対策【子供版】等を活用し、生命尊重の精神と人権感覚を育む指導の充実を図る。また、適切な援助希求を促す「SOSの出し方に関する教育」を実施し、自分の不安や悩みに早期に気づき、不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さについて指導する。
- イ 特別の教科 道徳を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行い、多様性や互いのよさを認め合える態度の育成を図る。
- ウ 特別の教科 道徳又は特別活動において全ての学校・学級において「いじめに関する授業」を年3回以上行う。
- エ 児童等が、人・社会・自然と向き合うことで、共に生きる心の大切さを実感することや、集団の一員としての自覚と自信を育む体験や活動を取り入れることを通して、自己信頼感を育む。
- オ 児童等が、いじめについて学び、主体的に考え、いじめ問題を自分事として捉え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。(自己指導能力の育成)
- カ 学級集団づくり等の校内研修を通じて、学校が対等で自由な人間関係を築く居場所と思える指導や教職員の児童等の人間関係向上に向けた指導に関する資質・能力を向上させる。
- キ インターネットを通して行われるいじめの防止に向け、学校は「SNS学校ルール」の作成・点検・見直しや、講習会(セーフティ教室等)を実施することを通して、児童等に対する情報モラル教育の充実や「SNS家庭ルール」の作成と見直しなど、児童等及び保護者に対する啓発活動を実施し、SNSやインターネットを適正に使用する能力・態度を育成する。
- ク 東京都教育委員会が発行する人権教育プログラムやいじめ総合対策【第3次】等を活用し、年3回以上の「いじめに関する研修」を実施し(そのうち1回は重大事態に関する内容)、全ての教職員がいじめの定義をはじめとした法の趣旨や学校いじめ防止基本方針の内容等を十分理解し、適切に組織的に対応できるようにするなど教職員の対応力の向上を図る。

② いじめの早期発見に向けた取組

- ア いじめは、大人が気づきにくい場面で発生し、発見しにくい形で行われることを教職員が認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかという疑いをもち、いじめを見逃さない認知能力を向上できるよう研修を実施し、教員の資質・能力の向上を図る。また、日頃から教職員間での情報を共有し、保護者や地域住民、関係機関と連携し、情報収集や対応を図る。
- イ 長期休業日前を中心に、国・都・多摩市その他関係機関等が設置している各種相談窓口を周知するとともに、校内の教育相談機能を充実させ、児童等が、いじめを訴えやすく、また教職員が一人で抱え込まない相談体制・校内組織を整え、いじめの実態を早期に把握する。
- ウ スクールカウンセラーを効果的に活用するなど、児童等及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができる校内体制を整備する。特に、年度当初に、小学校第5学年、中学校第1学年等の児童等と全員面接を行う。
- エ いじめを把握するためのアンケート等を定期的実施し、いじめの疑いの事例も含めて早期の発見に努める。

オ 学校運営協議会やPTAなど、地域住民や保護者からのいじめやいじめにつながりかねない児童等の状況等について日常的に情報共有できる体制を構築する。

③ いじめへの早期対応に向けた取組

ア いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員だけの対応ではなく、速やかに、学校いじめ対策委員会を通して対応を協議し、学年及び学校全体で組織的に対応する。

イ いじめを訴えたり、知らせたりしてきた児童等を守ることを最優先にし、迅速に事実確認を行い、いじめを行ったとされる児童等に適切な指導を行うとともに、いじめを見ていた児童等に対していじめを自分の問題として捉えさせる取組を行う。また、必要に応じて保護者との連携を通して児童等への指導を行う。

ウ 定期的に関係機関や、スクールソーシャルワーカー等の専門家との相談・連携を図り、迅速な対応ができるように連携体制を整えておく。

エ 学校は、入学時・各年度の開始時に、児童・生徒、保護者、関係機関等に学校いじめ防止基本方針の内容を周知徹底する。また、日頃から、学校の取組をホームページや学校便りで積極的に情報提供するとともに、学校の相談体制が構築されていることを伝える。いじめと認知した場合には、校内組織だけではなく、保護者・地域住民との連携を図る。

④ いじめの重大事態への対処

ア いじめ重大事態に対して平時からの備えを徹底し、チェックリスト等を活用し、いじめ重大事態について絶えず点検を行う。

イ いじめられた児童等の安全の確保、及び落ち着いて学習を受けられる環境を市教育委員会や関係機関と連携して確保する。

ウ いじめられた児童等の心理状況を丁寧に観察し、スクールカウンセラーや養護教諭、市教育センター等と連携を図り、学校内外での教育相談の体制を整える。

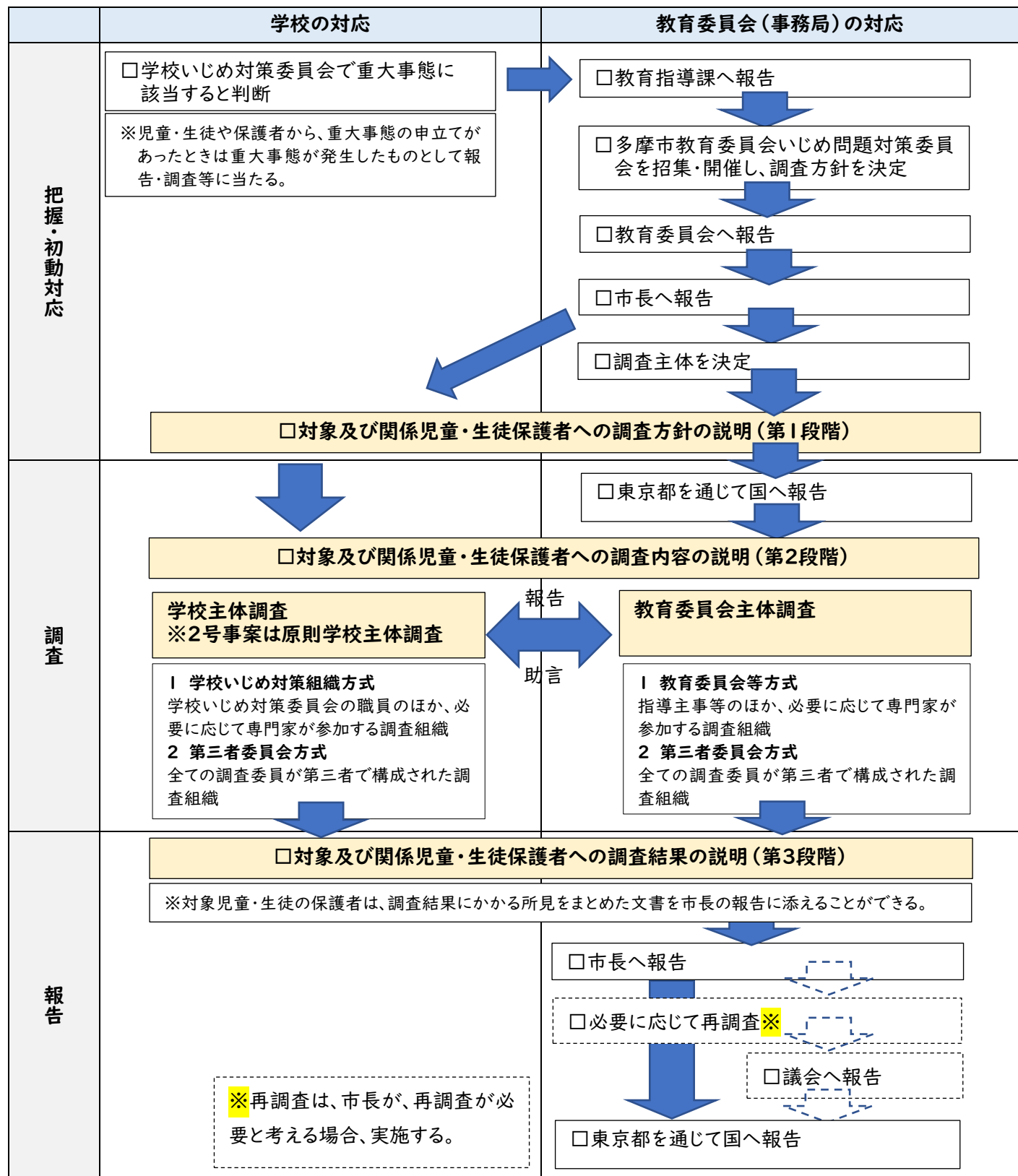
エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応していく。

オ 重大事態が起きた場合は、市教育委員会を通じて市長に報告するとともに、関係諸機関と連携して重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び対策委員会が実施する調査や報告への協力を行う。

カ 調査の結果を踏まえ、同種の事態の発生の防止に資する方策を検討し、実行する。

(別紙1) いじめ重大事態発生時の基本的な対応のフロー図

【いじめ重大事態の定義】※法第 28 条第 1 項
 1 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 (1号重大事態)
 2 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 (2号重大事態)



※上記の流れを基本としながら、個別の事案の状況に応じて対応する。

※点線は市長が必要と判断した際に、実施される。

別紙2 構成メンバー例

【構成メンバー(例)】※学校の実態に応じて組織し、校務分掌に位置付ける。

校長		〇〇 〇〇	副校長	〇〇 〇〇
いじめ対策委員長 (生活指導担当)		〇〇 〇〇	スクールカウンセラー	〇〇 〇〇
いじめ対策委員	各学年担当者	1年 〇〇 〇〇	養護教諭	〇〇 〇〇
		2年 〇〇 〇〇	教育相談担当	〇〇 〇〇
		3年 〇〇 〇〇		
		(4年)〇〇 〇〇	※主幹教諭等必要に応じて学校で追加記入する。	
		(5年)〇〇 〇〇		
		(6年)〇〇 〇〇		

※その他、特別支援教育コーディネーター等を学校の判断で追加する。